

長期収載品の選定療養について (2024年10月開始)

選定療養制度とは

患者さまの希望により長期収載品（いわゆる先発品など）を選択される場合に、そのジェネリック品との差額の一部を自己負担金に上乗せさせていただくという保険制度です。

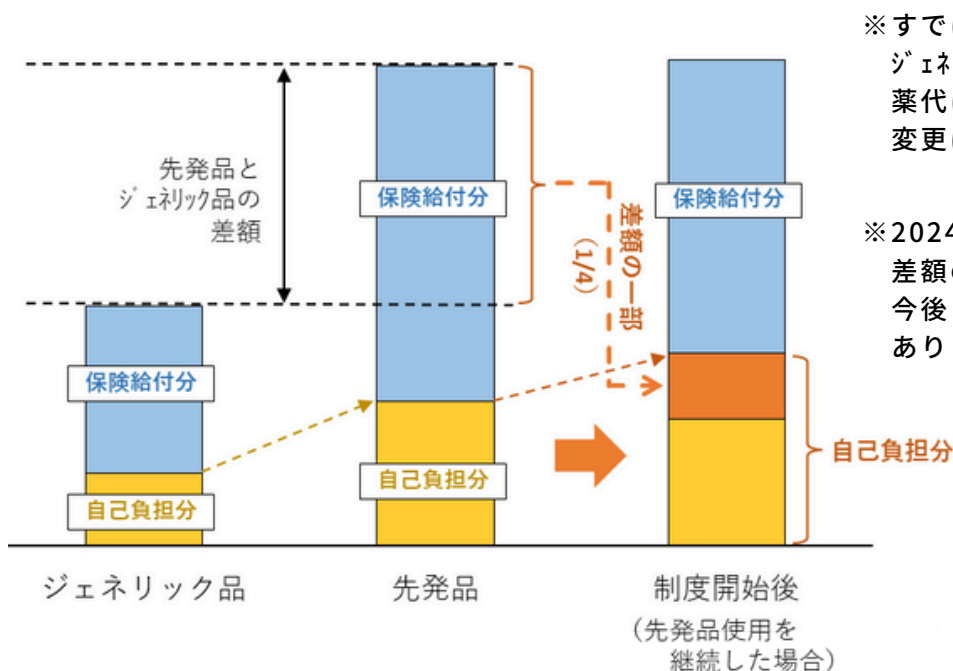
噛み砕いて言うと…

「国としては『効能・効果が同じで安価なジェネリック品』を皆さんに使ってもらうことで医療費削減につなげたいところだけど、個人的な理由で先発品（長期収載品）を使いたい方もいると思うのでその場合は差額の一部を支払う形で医療費削減にご協力ください。」 という制度です。

★ 対象外となるケースもあります

- ◆薬局に該当のジェネリック品の在庫がない場合
 - ◆医療上の理由で先発品を使用すべき、と医師や薬剤師が判断した場合
 - ・過去に該当のジェネリック品で副作用などが起きた
 - ・一包化したいけどジェネリック品は材質上の問題で一包化できない
 - ・後発品は先発品より錠剤サイズが大きくて飲み込むことができない など
- （※「ジェネリック品の使用感が嫌いだから」などの理由はNG）

◆制度開始後のイメージ



※すでに変更可能なものを全てジェネリック品に変更されている方は薬代にかかる自己負担額に変更はありません。

※2024年10月時点では 上乗せ分は差額の1/4と設定されていますが今後これが 見直される可能性もあります。

高騰する医療費を削減し、国の保険制度を維持する為の制度ですので
ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。